

議案第 6 号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 2 1 条に」を「第 3 0 条に」に改め、同条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をし、及び入居者の資格に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。